

承認	会長	書記	書記	事務局長

議事録

第4回常任理事会（市議会議員との懇談会）を開催しましたのでその内容を報告致します。

平成30年1月23日

松阪市自治会連合会 事務局

日時	平成30年1月16日（火） 13:30～15:00	場所	松阪市役所 議会棟委員会室
参加者	常任理事：小山、山本、田上、松本、小藪、伊藤、三室、中西、岡田、表 以上10名 市議会議員：山本議長、山本副議長、坂口、松岡、植松、西村、中島 以上7名 議会事務局2名、事務局1名		
<p>I. 挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会進行役の松岡議員 ・山本議長 ・小山会長 <p>II. 懇談（意見交換）</p> <p>1. 市議会の議員定数について・・・資料1</p> <p>小山：投票率の低下について、どう対処しようと考えているか？「定数を減らせ」という事ではないが、県の様に政務調査費を20%削減するなど、市民に対してインパクトを与えるような行動を起こす考えはないのか？</p> <p>坂口議員：議員定数については、有識者や地域と検討した結果、情勢が変われば検討するという事で「28」となった。次回選挙までには何らかの形で考える必要があると思っている。</p> <p>5割を切る投票率は経験のない事。市民に議会や議員の事を知ってもらう取り組みが必要。議員全員が話し合っ、市民の目線に合うように努力していかなくてはならない。</p> <p>松阪市の政務調査費は月額25,000円。精査し、情報公開の対象としている。有効に活用するよう努めなくてはならない。</p> <p>インパクトのある行動については、市民目線に立って行動すべき。</p> <p>小山：私の議員時代は、選挙時に個人演説会等、市民に対し積極的に自分の政策をアピールしたが、近年はそんな場面が減っており、そこに原因があるとも思う。議会報告会は済んだ事を報告するだけで一般市民には魅力がない。</p> <p>投票率の悪さ、特に若者の投票率の低さを懸念する。投票率が上がるよう、検討してほしい。</p> <p>山本議長：議会報告会については、昨年秋に43住民協議会を2回した。土日開催など試行錯誤した結果を踏まえ、報告会のあり方を検討中である。</p> <p>報告ばかりではなく、テーマを設け、みなさんから意見をもらう形にしようかとの意見もあり。4月開催に向け、より良い報告会になるよう検討中である。</p> <p>インパクトのある行動について。議会の事を市民の方に分かっていただけよう小学校五年生でも理解出来る内容の議会白書を作成する（全戸配布）予定。小学校の授業に出向いたり、積極的に議会について情報発信していく。</p>			

小山：これから行う行政の政策について、市民の声を聞く機会を設けてはどうかと思う。
住民協ができてから、自治会長のボランティアの仕事が倍に増えた。自治会長は住民に対し、一生懸命ボランティアで活動している。議員さんも忙しいと思うが、例えば、これからの事について考える意見交換会を設けてほしい。

田上：今すぐではないが、議員の定数は減らして行ってほしい。
住民協・自治会・公民館の話がどうなるか分からないが、そのへんのところが成熟すると、地域の声を吸い上げて政策に活かしていけるようになる。議員は地域の事だけでなく、政策の立案・提言ができるようになって行ってほしい。

山本副議長：7月の選挙の投票率の低さは議会も責任を重く感じており、大きな課題である。
報告会、議会改革について。議会の情報発信と住民のみなさんからの意見の聴取に今後力を入れていくための議論が始まっている。他市に視察に行き、勉強中である。全議員の合意がなければ実践されないが、聴取機能を果たし、それを政策に出していけるような体制を組んでいきたい。

2. 自治会加入促進の条例制定について・・・資料2

田上：条例は制定してほしいが、それ以前に自治会が理解されていないのが残念。原因、経緯は様々あるが、松阪市の自治会加入率が下がってきている。自治会の力をつけていくには、加入率を上げなくてはならない。三雲振興局は、直接自治会加入を促進している訳ではないが、転入者及び開発業者等と自治会長が直接話し合う状況を作っている。(資料2参照)

自治会があってこそ住民協・公民館の運営ができる。今すぐに条例の制定をという事ではない。現在、「あり方検討委員会」で話し合っている。その結果次第によって、という事で念頭に入れてほしい。

植松議員：自治会が地域に果たす役割は非常に大きく重要。自治会加入促進を働きかけるのは大切。新しくマンション等が建つ地域においては、開発業者等と連携していく事も欠かせない。

ただし、自治会は地域住民による任意の団体で、当然行政の下請けではないものである事が大前提。従って強制的に加入促進をしていくものではないという考えの上に立つことが必要。条例を制定する前に、行政で出来る事、地域の皆さんで出来る事を様々な観点、テーマから話し合い、少しでも具体性を持った取り組みに繋げていきたい。

三雲振興局で行っている事は、一定の成果が出ているので、本庁その他振興局で取り入れていく事は十分可能である。

議会としては、みなさんと話し合いながらバックアップしていくと共に、行政と情報共有しながら、しっかりと具体的な対策を打ち出していきたい。

田上：これからは行政の代わりとして自治会が担う仕事が増えていく社会になっていく。共生社会となっていく。それを担うものとして自治会を大事にしてほしい。任意ではなく、条例でキチンとした組織にし、守っていく。そうすれば市民も理解する。身分をはっきりする事により、交付金等を出しやすい状況にする。

植松議員：自治会は地域なくてはならない組織。実情を知っているのは自治会。自治会なくしては市政まで回っていかない状況。組織としての自治会の重要性を住民の一人一人に知らしめていくことが大事。自治会の大切さを議員としても訴えていくべき。

三室：自治会と住民協議会を、市を含め、みんながどれだけ理解しているか。1年前にできた市の総合計画には、「住民協議会の推進」が書いてあるが、自治会連合会・自治会を推進しバックアップする事は書かれてない。これは片手落ち。

全住民協議会が設立する以前の「松阪市地域計画実践プラン」等に、既に「地域＝住民協議会」と記されている。新しくできた住民協議会が地域の全てを担うような書き方をしている。こんな事があってはいけない。見直すべきである。問題がある。以前の市長が誤った解釈で持ち込んだ。(長野市は) 何度も失敗をした結果、自治連と住民協がうまく融合している。松阪市は自治連の上に住民協を作った。うまくいっていないところがある現実を見なくてはならない。今が正念場。住民協はいいところもあるが、かなり誤解をし、間違っただま動いている。困った事は全て自治会がやっている。住民協に任せたらどういう事になるか。とんでもない事になる。ここで自治会そのものを見直さないと。

「住民自治のあり方検討会」を4月から期限付きで行っている。全て廃止してほしい。もう一度やり直してほしい。日程で組むのではなく、中身でやらないと。日程を消化しようとするので間違っただま考えが起こる。もの凄く間違っただま考えで動いているのが分かる。自治会と住民協議会が車の両輪ではない。行政と自治会が車の両輪ではなくてはいけない。もう一度見直しを。

植松議員： 誤解・混乱があるのを議会として認識しているつもり。5年前も各部署によって自治会・住民協の役割の把握が全く違っていた。その役割を明確にしると議会は何度も言ってきた。それが「住民自治のあり方検討会」に繋がっている。自治会の役割、住民協の役割を整理する必要がある、それは急いで行う必要もないが、混乱を防ぐために、ある程度期限を設ける必要もある。地域、行政、議会が一緒になって、良いものを作っていきたい。もう暫くご理解をいただきたい。

三室：見直してほしい。その一点。ただ時間で追っかけてはいけない。間違っただましている。

植松議員：余計な事かもしれないが、資料でいただいた「自治基本条例」について。松阪市は「自治基本条例」について、平成22年から3年以上かけて議論してきた。結果は、誤解を招く事を恐れずに言えば、「こんな危険な条例はない」という事で廃案にした。廃案になった理由は、一見「市民による市民の条例」にみえて、中身は自治会そのものの存在を否定するものであった。

わざわざ条例制定せずとも、地方自治法で謳われている。「自治基本条例」は政治運動として過去に流行ったものであり、過去のものになっている、という認識でいる。自治連合会さんで「自治基本条例」について勉強されるのであれば、これまでの経過を踏まえお話しにあがる。「自治基本条例」については慎重に進めていただきたい。

田上：「自治基本条例」について。自治会の会員とは自治会費を収めている人であり、その人達が自治会で活動する。そうでない人は住民協議会で市民として活動する。その差がある。

植松議員：自治会をキチンと裏付けを持った団体して位置付けたいというお気持ちは分かる。議会として検討していきたい。

小山：「あり方委員会」の中でかなり苦戦している。今日や明日で結論が出ないものである。住民協議会の参加率は24%。自治会の方が活動率は上。行政は全ての事業を住民協に持っていけば出来るように思っているが、理解に苦しむ。住民協に頼んだ仕事は自治会がやっている。アイデアは住民協が出すが、やるのは自治会。本当に自治会長は苦勞している。仕事が倍になっている。空家調査の件も自治連に委託された。その辺を理解されて、「自治会加入促進の条例」を勉強されて検討していただきたい。

3. 議会報告会について

山本：選挙の投票率も悪いし、議会報告会の参加者も少ない。議会の役割が市民に正しく理解されていない。市民は選挙後、どんな活動をしているか関心がないし、議会も

情報発信をあまりしていない。議会の姿が市民に見えにくい。市は市で、議会は議会で松阪市の事を考えているんだという事を表すと市民も関心が沸き、議会報告会の参加が増え、選挙の投票率も上がるのではないかと。松阪市もよい方向に向くのではないかと。

松岡議員：目に見える活動が議会として少ないのかなと思い反省しているところ。市議会だよりが配布されているが、見ずに捨てられてしまうという話を聞き、寂しい思いをした。市議会だよりを皆さんが手に取っていただくものにしていこうと、今の「みてんか」を作った。以前より手に取っていただく機会が増えたと思っている。「みてんか」を見て、議会の事をもっと知ってほしいという気持ちを込めて「みてんか」と名付けた。しっかりと市民の皆さんがどのような事を望んでいるのか聞く、広報広聴、特に広聴の部分を議会として力を入れていきたい。みなさんの意見を反映できるような広報広聴の機能を作っていきたい。

議会報告会について、秋に行う報告会において、意見聴取会、広聴の部分の時間を増やしていこうという事で話が進んでいる。

中島議員：今までの形の報告会であれば要らないという話もある。住民協議会、自治会のご尽力をいただいて人を集めていただいたが、だんだん参加者が減り、橋西地区では市民の参加者が1名であった。市民のみなさんの意見を直接吸い上げている自治会長さんは、どのような報告会であれば、参加が増えると思うか、お伺いしたい。

小山：自治会が呼びかければ集まるが、住民協議会は余り集客力がない。連絡が徹底して下りていないのではないかと。自治会が呼びかけた方が人は集まるのかも。

三室：自治連におりる1億5千万の内1億2千万は広報配布手数料に使い、残りの額で自治会連合会を運営しており、自治連は1年に1回、決算を公表している。住民協におりる8千万は中身が見えてこない、「まちづくり」という非常によい偽名の中、申請書1枚で交付される。楽な感じで交付されるので、問題になっていると思う。いずれ住民協に力が付いて来れば一本化するなんてとんでもない事。今のバランスを崩してはダメだ。一極集中とか一つに力を与えたらダメだ。住民協の8千万の用途を公表してほしい。お金は力。このままいけば松阪市がごみダメになる。自治会が手を引いたらとんでもない事になる。

田上：広報広聴であるが広聴に力を入れるべきだ。問題意識を持った市民はたくさんいる。その意見を聞くのは本当に大事。それぞれの委員会から議題・テーマを提示すればどうか。市民から意見を聞くのが、まず大事。いい案が出てくるのではないかと。松阪市の議会は、いい議会だと思ってもらえる。

松岡議員： 広報広聴委員として、しっかり広報の機能を付けていきたいと決意している。

4. 太陽エネルギーのガイドラインについて・・・資料3

小山：太陽光設置の際は自治会長の印鑑がいる。草が生えっぱなし、土砂崩れしたまま放置、といった業者もあり、それに対するクレームは印鑑を押した自治会長にくる。外国に転売した場合もあり、設置者が不明の場合もある。何かトラブルがあった場合や、20年後に放置されない為、税金を使って撤去することが無いよう、設置者に対し必ず連絡ができるようにガイドラインに付け加えてほしい。

西村議員：現在国のFIT法により太陽光設置の許認可を行っている。県もガイドラインを作成し、国と県のガイドラインに従って発電利用している。30年3月31日迄に、事業者の社名・代表者名を掲示する義務が発生し、30年度から実施される事になった。業者が変更した場合でも掲示しなければならないので、どこの業者なのか分からなくなるという事は防げる。20年後、取り壊しの時期に放置されるのではないかと心配されているが、FIT法、ガイドラインに設置者名が掲示されている以上、設置者が撤去する義務があると、撤去の義務化も謳われているので、強化されているのではないかと。我々としては、その辺を見守っていくしかないと思ってい

る。松阪市独自のガイドラインを作ったらどうかという意見もあるが、国と県に準ずるガイドラインになるので、市としてのガイドラインの作成は考えていないとの事。国と県のガイドラインで十分に対応出来るとの事。

もし地域で不具合が起こった場合、地域住民との協議・承認を得て処置をするという事になっているので、当然地域の意向を訴えて、それが守られない場合は、県に訴え指導してもらわなければならない。県は場所や事業者名を把握しているので指導してもらえるので、そのような形でお願いしたい。

小山：トラブルに対応してくれる窓口を設置してもらいたい。

県のガイドライン 3 ページの④について、どのように解釈すればよいか。市でガイドラインを作れば、相談もしやすいし県に言う必要はないので、市でガイドラインを作ればいいのでは、と言っている。

西村議員：相談先は市でも県でもどちらでもよい。市にいただいた相談は県を通じて返事させていただく。

山本副議長：事業所と連絡が取れなくなる事案とは、具体的にどんな事案だったのか。

小山：地権者本人が認知症にかかり、ハッキリ分からなくなってしまった。そういった場合調べてもらえるところがないかという事。司法で調べてもらうにもお金がかかる。

設置する時点で規制するガイドラインが必要。

山本副議長：事業所より書面に自治会長さんの印鑑が欲しいというケースがあった場合、自治会で説明会を開き、自治会の合意形成を図った上で、印鑑を押すという手法を取っている自治会はないのでしょうか。

小山：今はそうしているが、説明会を開く前に、地権者より印鑑をもらっている。こちらが何も言えないようにしている。

西村議員：「地域住民との話し合いでいろんな事を解決しなさい」と謳われているので、印鑑をもらいにいく。そこで口約束であるが、印鑑を押している。一旦は地域で認めた。それ以後、約束が履行されないということですね。その場合は、県に相談するしかない。

口約束ではなく、書面でもらっておくのも大事。

表：管理者の表示は、開発の大小問わずですか。

西村議員：国は 20kw 以上だが県は全ての家庭の発電を除く全ての発電事業は掲示義務がある。

表：太陽光目的の農地転用はできないと聞いたが。

西村議員：第一種農地、農振地域は許可が出ない。他の農地については可能。

松岡議員：市街化調整区域で農地転用が必要。現地調査した後、農地部会で審議。時には許可されない場合もある。市街化区域は届出だけでOK。

山本副議長：今年の 3 月 31 日迄に看板の設置をして下さい、となっているので、それ以降、設置していないところがあれば、環境課に連絡して下さい。

5. その他

中西：地区内に自治会に加入していないエリアがある。防災無線を立てる際に誰が管理するのか問題になった。最終的には松阪市が管理することになったが、そういう場所がある事を分かってほしい。

山本副議長の最後のあいさつで終了。

以上